

令和 8 年第 2 回

長与町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 2 日開会

令和 8 年 6 月 1 1 日閉会

長 与 町 議 会

令和8年第2回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年 6月 2日
本日の会議 令和8年 6月 2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	山口聡一郎君
議事係長	早稲田由香君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	荒木重臣君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山崎禎三君
住民福祉部長	宮司裕子君	健康保険部長	細田愛二君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	永野英明君
教育次長	荒木隆君	企画財政部理事	中村元則君
住民福祉部理事	川内佳代子君	総務課長	大山康彦君
教育総務課長	久原和彦君	生涯学習課長	峰修子君

会議録署名議員

14番 竹中悟議員 15番 西岡克之議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時26分

令和8年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 6月2日（火） ～ 6月11日（木） 10日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	2	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	3	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）竹中議員・八木議員 （午後）金子議員・岡田議員 西岡議員
	4	木	9：30	本会議	一般質問（3名） （午前）浦川議員・安部議員 （午後）堤議員
	5	金	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9：30	委員会	付託案件審査
	9	火	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	10	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	11	木	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	14番	竹 中 悟 議 員 ① 町の将来構想について ② ホンテラッセ長与複合施設運営について
2	5番	八 木 亮 三 議 員 ① ホンテラッセ長与の有効活用を ② 関係人口・交流人口の増加のために
3	11番	金 子 恵 議 員 ① 高齢者が地域で安心して暮らし活躍できる環境づくりについて ② 長与総合公園水泳プールの安全性・プライバシー保護及び今後のあり方について
4	4番	岡 田 義 晴 議 員 ① 本町の教育予算のあり方について
5	15番	西 岡 克 之 議 員 ① 町所有の建物管理について ② 1人に寄り添う英語教育について
6	8番	浦 川 圭 一 議 員 ① 町道西高田線の渋滞改善について ② 目的が未達成と思われる事業の今後の取り組みについて ③ LED照明器具賃貸借契約について
7	10番	安 部 都 議 員 ① 丸田荘浴場施設の継続について ② ふるさと納税の現状とその更なる額の拡大そして使途について
8	13番	堤 理 志 議 員 ① イラン情勢による本町の行政と住民、および事業者への影響について ② バス停等へのベンチ設置について ③ 公共施設の役割について

令和８年第２回長与町議会定例会
議事日程（第１号）

令和８年６月２日（火）
午前９時３０分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
１	—	会議録署名議員の指名	
２	—	会期の決定	
３	—	議長報告	
４	—	行政報告	
５	報告 ７	長与町国民保護計画の一部変更について	
６	報告 ８	令和 ７ 年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
７	報告 ９	令和 ７ 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
８	報告 １ ０	令和 ７ 年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
９	報告 １ １	令和 ７ 年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
１ ０	報告 １ ２	古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更にかかる専決処分 の報告について	
１ １	報告 １ ３	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
１ ２	報告 １ ４	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
１ ３	３ ７	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについて	
１ ４	３ ８	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて	
１ ５	３ ９	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	
１ ６	４ ０	財産の取得について	
１ ７	４ １	財産の取得について	
１ ８	４ ２	長与第二中学校体育館改修工事請負契約の締結について	
１ ９	４ ３	都市計画道路西高田線法面補修工事請負契約の締結について	
２ ０	４ ４	岩淵堰施設整備工事請負契約の締結について	

[illegible]

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和8年第2回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、14番竹中悟議員、15番西岡克之議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から6月11日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に請願、陳情について申し上げます。請願、陳情はありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は令和8年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中にご出席をいただきました。厚くお礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますけれども、本議会におきましても、一般会計、補正予算案をはじめ、複数の議案を提出いたしますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。それでは早速ですが、3月から5月にかけての行政報告を申し上げます。まず3月でございます。1日には春の全国火災予防運動に合わせまして、春季火災予防パレードを実施をいたしております。町民皆さまの大切な命や財産を守るため、引き続き関係機関と協力しながら、防火への意識高揚を図ってまいりたいと考えております。8日には長与シーサイドマルシェと健康づくり体験型イベント「知っ得・納得・測っ得」を同時開催をいたしております。いずれのイベントも多くの方々にご参加をいただきました。マルシェではお買物を、また健康づくりイベントでは日頃の生活を見直すきっかけづくりを楽しみながら体験していただき、両会場とも笑顔あふれる大変にぎやかな1日となったわけでございます。4月に入りますと、6日には春の全国交通安全街頭パレード出発式を、関係者の皆さまにお集まりいただき実施をいたしております。13日には自治会長会・保健環境連合会総会、そして23日には長与町コミュニティ地区連絡協議会総会が開催をされており、本年度は新しく22名の方が自治会長に就任をされております。5月に入りまして、15日、16日および23日には、高田地区、長与南地区、上長与地区におきまして、それぞれコミュニティ総会が開催されました。各総会では、令和7年度の事業報告や令

和8年度の役員選出、事業計画などが議題として審議されておりました。27日には長与町自主防災組織連絡協議会の総会が開催されておりまして、29日には長与町防災会議も開催しております。これから大雨や台風などによる自然災害が起こりやすい季節となつてまいります。各種訓練や関係機関団体との連携を図りながら、これからの季節に備えてまいりたいと考えております。その他の会議出席などの状況につきましては、お手元資料を参照いただきたいと思います。併せて、次に載せております5,000万円未満の入札結果をご確認いただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、報告7長与町国民保護計画の一部変更についてから日程第12、報告14和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分報告についてまでの8件の発言を許します。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告7から報告14につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

皆さまおはようございます。それでは、報告7長与町国民保護計画の一部変更につきましてご報告させていただきます。平成19年3月に作成した長与町国民保護計画につきまして、令和7年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。今回の変更は、気象データなどの年次データ等の更新に基づく修正が主なものでございます。変更箇所につきましては、新旧対照表に朱文字で記載しておりますのでご参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

皆さまおはようございます。報告8令和7年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。先の議会で議決を頂きました繰越明許費12件、合計12億6,876万6,000円に対しまして、翌年度繰越額は、複合施設整備事業以下12件、合計11億6,171万6,000円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は、未収入の特定財源といたしまして、国県支出金が6億3,814万5,000円、地方債が2億3,880万円、一般財源が2億8,477万1,000円となっております。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは、報告 9 令和 7 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告いたします。令和 7 年度の繰越明許費は、1 款土木費 1 項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額 2 億 1 8 7 万 1, 0 0 0 円に対しまして、翌年度繰越額 1 億 7, 7 2 1 万 5, 0 0 0 円でございます。財源内訳につきましては、既収入特定財源 4, 8 6 1 万 4, 0 0 0 円、その他 1 億 2, 8 6 0 万 1, 0 0 0 円でございます。繰り越しの主な内容といたしましては、換地処分に向けた事業区域内の測量業務、区画道路等の工事および一括施工区域周辺の建物の事後調査業務につきまして、令和 8 年度へ繰り越すものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さまおはようございます。報告 10 令和 7 年度長与町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告いたします。地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款資本的支出 1 項建設改良費、繰越対象の水道事業については、予算計上額、翌年度繰越額共に 1 億 3, 1 5 2 万 1, 4 0 0 円で、その財源内訳は、企業債 7, 9 2 0 万円、その他 1, 4 6 8 万 9, 0 0 0 円、損益勘定留保資金 3, 7 6 3 万 2, 4 0 0 円でございます。繰り越しの理由といたしましては、平木場地区導水管移設工事、高田地区送配水管布設替工事および岡地区配水管布設替工事につきましては、近接する他工事の進捗に伴い、年度内の完了が困難となったためでございます。嬉里地区配水管布設替工事およびポンプ取替工事につきましては、適正な工期を確保するためでございます。以上で報告を終わります。

続きまして、報告 11 令和 7 年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告いたします。地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款資本的支出 1 項建設改良費、繰越対象の下水道事業については、予算計上額、翌年度繰越額共に 9 億 1, 1 7 4 万 5, 0 0 0 円で、その財源内訳は国庫補助金 4 億 6, 6 8 1 万 5, 0 0 0 円、企業債 2 億 5, 3 6 0 万円、損益勘定留保資金 1 億 9, 1 3 3 万円でございます。繰り越しの理由といたしましては、長与浄化センターの建設工事委託に関する協定につきましては、入札不落による契約遅延に伴い、適正な工期の確保が困難となったためでございます。長与浄化センター汚泥処理設備工事につきましては、適正な工期を確保するためでございます。その他、国の補正予算に基づく国庫補助金交付決定に伴い、支出予定事業費を繰り越すものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

続きまして、報告１２古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、令和７年６月の第２回定例会で議決いただき、令和８年３月の第１回定例会において、契約変更の議決を頂きました古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約につきまして、第１回変更請負金額１億２４８万７,０００円から１３２万２,２００円を増額し、請負金額を１億３８０万９,２００円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和８年４月１７日に専決処分を行いましたので、同条２項の規定により報告するものでございます。主な変更概要といたしましては、現場精査による現場吹付枠工、排水工、立入防止柵工等の数量変更および付帯工事の追加に伴い、請負金額が変更となったことによるものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

皆さまおはようございます。報告１３和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきましてご報告申し上げます。本報告は、本町吉無田郷で発生した物損事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和８年３月３１日に専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。事故の概要ですが、令和８年１月１３日午後３時３０分頃、移動図書館による書籍の貸し出し、返却等業務を行う際に、本町が所有し、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会の派遣会員が運転する車両が敷地へ侵入後、方向転換した際に施設のフェンスに車体左後方部分が接触し、フェンスの一部を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を１０割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は１９万５,８２２円でございます。なお、事故後直ちに当事者および関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き、交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

宮司住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

皆さまおはようございます。報告１４和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、本町吉無田郷で発生した物損事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定に

より、令和8年5月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和8年1月5日午前9時頃発覚したもので、本町が吉無田郷内、長与郵便局の窓ガラス前に設置していた乾電池回収ボックスが山積みに排出された状態となっていたことから、当該窓ガラスにおいて直射日光が当たる箇所と乾電池により影となった箇所で温度差が生じ、当該窓ガラスにひび割れが発生し、損壊させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は47万1,350円でございます。なお、事故後直ちに乾電池回収ボックスの設置場所を窓ガラス前から壁面前へ移設しております。今後はこのような事故が起こらないよう管理を行うとともに、リサイクルの推進に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第13、議案第37号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、日程第15、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第37号から第39号につきまして提案理由を申し上げます。まず、議案第37号および議案第38号でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和8年3月31日に専決処分をいたしたもので、同条第3項の規定によりまして、その承認を求めるものでございます。今回の税制改正の主な内容といたしまして、個人住民税につきましては、給与所得控除の最低保障額の引き上げや、医療費控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長などの改正が行われておるところでございます。軽自動車税につきましては環境性能割が廃止され、種別割につきましては軽自動車税に名称が改正されております。固定資産税につきましては、家屋と償却資産に係る固定資産税の免税点の引き上げや、新築住宅の軽減措置の適用要件である床面積要件について下限を引き下げる改正等が行われておるところでございます。

初めに、議案第37号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして申し上げます。第18条の3は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改めるものでございます。第19条は、環境性能割に係る規定を削除して

おります。第33条は、所得割の課税標準につきまして、特定大口株主配当等を特定配当等へ追加する地方税法等の改正に合わせた規定の整備でございます。第34条の7は寄付金税額控除につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長、および防衛特別所得税の創設に伴う地方税法等の改正に合わせた規定の整備でございます。第36条の2および第36条の3の2は、町民税の申告および個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきまして、地方税法等の改正に伴う項ずれ等に係る規定の整備でございます。第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務の範囲の見直しに伴う改正でございます。第40条は、個人町民税の納期についての文言の整理でございます。第63条は固定資産税につきまして、家屋および償却資産の免税点を引き上げる改正でございます。第67条は固定資産税の納期についての文言の整理でございます。第80条および第81条は、環境性能割の廃止に伴う規定の整備、第81条の3から第81条の8は、環境性能割に係る規定を削除するものでございます。第82条、第83条、第85条および第87条から第91条は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改める改正および文言の整理等でございます。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長に伴う改正でございます。附則第7条の3および附則第7条の3の2は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に係る規定の整備でございます。附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設、ならびに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備に合わせた改正でございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長に伴う改正でございます。附則第9条の2は、特例控除対象寄付金につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備でございます。附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例につきまして、地方税法等の改正に伴う引用条例の項ずれおよび特例の割合を改めるものでございます。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして、地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれの改正および改修特別特定建築物に係る規定を整備しておるところでございます。附則第15条の2から附則第15条の6は、環境性能割に係る規定を削除するものでございます。附則第16条および附則第16条の2は、環境性能割の廃止に伴う規定の整備でございます。附則第16条の3、附則第16条の4および附則第17条は、個人町民税の課税の特例につきまして、地方税法等の改正に伴う所要の整備でございます。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、要件の見直しおよび適用期限の延長に伴う改正でございます。附則第18条および附則第19条は、個人町民税の課税の特例につきまして、地方税法等の改正に伴う所要の整備でございます。附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人町民税

の課税の特例につきまして、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、新たに規定するものでございます。附則第20条、附則第20条の2および附則第20条の3は、個人町民税の課税の特例につきまして地方税法等の改正に伴う所要の整備でございます。なお附則につきましては、第1条では施行期日を、第2条から第4条では、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。第5条では、平成26年条例第25号長与町税条例の一部を改正する条例の一部改正を規定しております。

続きまして、議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、附則第2項から附則第6項は固定資産税等の課税標準の特例につきまして、地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれを改めるものでございます。また、改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額措置に係る割合を附則第7項として新設し、それに伴い、附則第7項から附則第17項につきまして、項の繰り下げを行っております。改正後の附則第18項は、固定資産税等の課税標準の特例につきまして、地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれを改めるものでございます。附則につきましては、第1項では施行期日を令和8年4月1日とし、第2項および第3項につきましては、経過措置を規定しておるところでございます。

続きまして、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。本議案は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う地方税法の改正により、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、施行期日が4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和8年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、その承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、第2条第1項第1号では、国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金課税額を加えるものでございます。第2条第2項では、医療分課税額の課税限度額を66万円から67万円に改め、新たに加える第5項で、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円と定めるものでございます。第9条の4から7では、子ども・子育て支援納付金課税額を規定しておるところでございます。所得割額を0.27%、均等割額を1,215円とし、18歳以上の方の均等割額は65円を加算し、1,280円といたします。世帯別平等割額は、特定世帯および特定継続世帯以外の世帯を821円、特定世帯を410円、特定継続世帯を615円とします。第21条第1項では、国民健康保険税の減額の算定に第2条の課税限度額を引用いたしまして、条文を整理するものでございます。このうち第21条第1項第2号では、5割軽減対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に、同項第3号では2割軽減対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額を56万円から57万円に改め、減額対象となる軽減基準所得金額の引き上げを行うものでございます。また第21条第1項各号

では、子ども・子育て支援納付金課税額の基礎課税額から減額する額を7割、5割、2割軽減でそれぞれ新たに定めております。第21条第2項では、第3号を新設し、未就学児に係る均等割額の2分の1減額につきまして、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額を定めております。第21条第3項では、産前産後期間の所得割額および均等割額の減額につきまして、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額を加えておるところでございます。また、第21条に第4項を新設をいたしまして、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満被保険者の均等割額を全額減額する旨を定めておるところでございます。附則の改正は、各所属等に係る国民健康保険税の課税特例の規定の適用に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、項ずれ等を整理したものでございます。なお附則につきましては、第1項では施行期日を令和8年4月1日とし、第2項では経過措置を規定しております。以上が議案第37号から第39号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第16、議案第40号財産の取得についてから、日程第23、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。ただ今一括議題として議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは初めに、議案第40号財産の取得につきまして、本議案は地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、動産の購入契約を締結することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産につきましては、長与町消防団第二分団および第五分団に配備する小型動力ポンプ積載車2台でございます。一般競争入札を公告した結果、3社より入札を頂き、最低価格の業者と仮契約を締結をいたしております。取得金額は2,072万4,000円で、うち消費税が188万4,000円含まれております。取得の相手方は、長崎市花園町24番5号、株式会社ツクモ防災、代表取締役小川雅貴、資本金は100万円でございます。参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第41号財産の取得につきましてでございます。本議案は地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、動産の購入契約を締結することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産につきましては、給食共同調理場におきまして、新たにスチームコンベクションオーブンの導入を行うものでございます。3社による見積もり合わせにより、随意契約を締結することとし、最も有利な条件を提示した事業者と仮契約を締結をいたしておるところでございます。取得金額は1,119万8,000円で、うち消費税が101万8,000円が含まれておるところでございます。

す。取得の相手方は、諫早市栄田町22番50号、株式会社長崎日調、代表取締役社長萩原悟、資本金は1,000万円でございます。参考資料として仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号長与第二中学校体育館改修工事請負契約の締結につきましてでございます。本工事請負契約は、5月15日に指名業者15社による指名競争入札を実施をいたしまして、山総建設株式会社が1億6,534万7,600円で落札をいたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市西山二丁目8番17号、山総建設株式会社、代表取締役山口周二、資本金2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、防水改修工事、屋根改修工事、外壁改修工事、内装改修工事、その他雑工事、それぞれ一式となっております。なお参考図面として立面図を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第43号都市計画道路西高田線法面補修工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。本工事請負契約は、5月15日に指名業者15社による指名競争入札を実施をいたしまして、株式会社西海興業が1億8,133万6,100円で落札いたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市平和町5番19号、株式会社西海興業、代表取締役西山潤一郎、資本金は3,000万円でございます。工事の概要といたしましては、のり面の保護として、モルタル吹付工、アンカー工を行うものでございます。なお参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第44号岩淵堰施設整備工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。本工事請負契約は、5月19日に指名業者15社による指名競争入札を実施をいたしまして、株式会社別所組が8,513万8,900円で落札をいたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方でございます。長崎市川平町1092番地20、株式会社別所組、代表取締役森玲子、資本金2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、岩淵堰におきまして機能保全計画策定により機能低下が確認された設備の機能維持および長寿命化を図るため、水密ゴム、油圧シリンダーの更新や油圧ユニットの整備工事を行うものでございます。なお参考図面といたしまして契約図をしておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第45号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の変更につきましてでございます。本議案は、令和7年3月7日第1回定例会で議決をいた

だきました請負契約につきまして、当初請負契約額を15億4,825万円を3,773万2,200円を増額をいたしまして、契約額15億8,598万2,200円といたしまして、請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。今回の変更内容といたしましては、利用者の利便性向上や安全面、景観面への配慮から、以下の項目を追加、変更をいたします。まず施設入り口付近におきまして、東屋とベンチの設置および自動販売機の配置見直しによる屋外休憩スペースの整備を行います。また、おもいやり駐車場におきまして柱部分への耐火塗装仕様の追加、ならびにおもいやり駐車場および検診バス駐車場所におきまして、景観向上を目的といたしました軒天の仕様変更を行うところでございます。併せまして、ウッドデッキの舗装下地補強、建物躯体における書架、什器配置変更に伴う床下開口部等の補強を実施をいたすところでございます。さらに設備点検用タラップの長さ変更、および敷地南側の設備設置スペースにおける蓄電池基礎の整備と、目隠しフェンス、植栽の変更を行うところでございます。その他、諸数量の精査による調整を含んでおります。なお、詳細につきましては参考図面を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして、議案第46号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の変更につきましてご説明申し上げます。本議案は、令和7年3月7日第1回定例会で議決いただきました請負契約につきまして、当初請負契約額2億4,255万円を712万4,700円増額をいたしまして、契約額2億4,967万4,700円として請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。今回の変更内容といたしましては、以下のとおりでございます。まず、太陽光発電設備により発電した電力を有効活用するため、小規模蓄電池を新たに設置をいたします。次に防災機能の強化および利用者利便性の向上のため、通信設備の増量に伴う配線、配管等の増額工事を行います。併せまして、防犯カメラの設置台数増加に伴う配線、配管等の増額工事を実施をいたします。なお詳細につきましては参考図面を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,959万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を168億8,036万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりましてご説明申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、1階窓口のフロントヤード改革事業に伴うデジタル実装交付金、および省エネ設備購入補助事業に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を増額をしておるところでございます。15款県支出金は、新規就農者育成総合対策事業補

助金を増額する他、学校における事業改善推進事業に対する令和の生きる力育成プロジェクト委託金を新たに計上をしておるところでございます。１８款繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額しております。２０款諸収入は、コミュニティ助成事業の補助不採択により、本助成金は減額しておるところでございます。２１款町債は、事業追加に伴い、港湾管理事業充当起債を増額、ならびに国庫補助金の内示に伴い、公園設備事業充当起債を増額しておるところでございます。続きまして３ページの歳出について主なものをご説明を申し上げます。まず２款総務費は、フロントヤード改革事業に伴う施設設備改良工事費や、窓口業務等委託料ならびに備品購入費等を計上しておるところでございます。これは１階窓口における受付業務を総合窓口としてワンストップ化し、いわゆる書かない窓口を推進するためのものございまして、住民の利便性向上および事務の効率化を図るものでございます。３款民生費は、基幹システムの標準化や制度改革に伴う子育て支援業務の増に対応するため、会計年度任用職員雇用経費を増額しております。４款衛生費は、ホンテラッセ長与の開館に向けた準備経費として、８月から雇い入れ予定の会計年度任用職員雇用経費の他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしました省エネ設備購入補助事業費を新たに計上しております。６款農林水産業費は、新規就農者の初期投資促進事業として新規就農者育成総合対策事業補助金を増額する他、多目的研修集会施設の空調機器更新費を計上しておるところでございます。８款土木費は、国費の内示に伴い、道ノ尾南部公園建設工事に関わる仮設住宅解体工事費等を計上しております。１０款教育費は、町民体育館の消火栓ホース取替修繕等を計上する他、コミュニティ助成事業の補助不採択により、本補助金を減額しております。４ページをお開きください。第２表債務負担行為補正では、公会計財務書類作成・支援及び公会計システム導入業務委託以下２件につきまして、債務負担行為をお願いをいたしております。５ページをお開きください。第３表地方債補正では、港湾管理事業以下２件につきまして、限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。以上が議案第４０号から第４７号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第２４、議案第４８号長与町農業委員会委員の任命についてから、日程第３６、議案第６０号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの１３件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第４８号から議案第５９号までの長与町農業委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。今回上程しております１２議案につきましては、現農業委員の任期が令和８年７月１９日をもって満期することに伴う新委員の任命に際しまし

て、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。農業委員の候補者につきましては、地域の代表性を確保する観点から、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、併せて公募を行い、推薦または応募があった12人につきましては、長与町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を経まして選出いたしたところでございます。なお、本町農業委員の定数は12人、新委員の任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間でございます。

初めに議案第48号につきまして、山崎真由美氏は高田地区の農業経営者で家族で農業を営んでおります。地域の農業や農家の情報にも精通され、地域の信頼を得ている方でございます。

次に議案第49号につきまして、濱口益子氏は地域を代表する農業経営者でございます。自治会活動はもとより、じげもん長与直売所斉藤支部役員として活躍されるなど、地域の信頼を得ている方でございます。

続きまして議案第50号、山口多美子氏は令和2年7月から2期農業委員としてご尽力いただいております。家族で農業を営んでおり、専業農家として経営基盤を確立され、ご自身も認定農業者であるとともに、地域の農業や農家の現状につきまして深く理解をしておられるところでございます。

次に議案第51号、辻裕一氏でございます。地域を代表する農業経営者でございます。自治会活動はもとより、平木場地区の柑橘部会などで積極的に活動されておまして、地域の信頼を得ている方でございます。

続きまして議案第52号、吉川直行氏につきまして、令和5年7月から1期長与町農地利用最適化推進委員といたしましてご尽力をいただいております。これまで農地利用最適化推進委員としての経験を生かし、今回は農業委員として農地の最適化の推進に貢献したいとの思いから応募をいただいた方でございます。

次に議案第53号、水谷勉氏は平成27年7月から現在に至るまでの4期農業委員としてご尽力をいただいております。現在は農業委員会の会長として会を牽引し、本町の農業の発展に努めていただいております。農地法や関係法令に識見が深く、併せて認定農業者として地域農業の振興に努力をされている方でございます。

議案第54号、柿本透氏でございます。地域を代表する農業経営者でございます。農地法や関係法令に識見が深く、長与木場土地改良区の役員を務めるなど、地域の農業や農家情報にも精通されている方でございます。

続きまして議案第55号、崎山光子氏は平成29年7月から3期農業委員として、農業者以外の立場からご尽力いただいております。本町の農業の現状を理解されておまして、町内の若手女性農業者の声を、今後の長与町地域計画などに反映させていきたいという思いから、応募をいただいた方でございます。

続きまして議案第56号、原田正利氏でございます。令和2年7月から2期農業委員としてご尽力をいただいております。認定農業者として地域の農業や農家情報にも精通

されておりまして、地域から信頼を得ている方でございます。

次に議案第５７号、田中美佐子氏でございます。地域を代表する農業経営者でございます。ＪＡ長与女性部役員などを務められ、地域の農業や農家の情報に精通されている方でございます。

続きまして議案第５８号、栗山将和氏は令和５年７月から１期農業委員としてご尽力いただいております。年齢が３０代と若く、認定農業者として農業に精励されている方でございます。

続きまして議案第５９号に移りますと、池田八千代氏は地域を代表する農業経営者でございます。自治会活動はもとより、長年地元の小学校で米の種まきから収穫までの指導を行っていただき、農業の普及に関して多大な貢献をされている方でございます。

以上説明申し上げました１２名の方々は、人格が高潔で農業に関する識見も有しており、法令業務の執行や農地利用の最適化の推進を図るためには必要な方々と確信をしておるところでございます。議案第４８号から第５９号につきまして、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、第６０号に入りたいと思っております。第６０号は長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてでございます。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております勝直哉氏の再度の選任をお願いいたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。勝氏は税理士の資格を有し、税理事務に長きにわたり従事されるなど、その知識、経験が豊富でございます。また固定資産評価に関する専門的な知識を有し、人格高潔で委員として適任であると確信をいたしておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上が議案第４８号から第６０号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 １０時２６分）